府令・省令

○内閣府厚生労働省令第二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　自立支援給付	第二章　自立支援給付
第一節・第二節　（略）	第一節・第二節　（略）
第三節　地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給	第三節　地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給
第一款・第二款　（略）	第一款・第二款　（略）
第三款　指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第三十四条の五十七―第三十四条の六十の三）	第三款　指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第三十四条の五十七―第三十四条の六十）
第四款　（略）	第四款　（略）
第四節～第七節　（略）	第四節～第七節　（略）
第三章～第七章　（略）	第三章～第七章　（略）
附則	附則
（法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事由）	（新設）
第六条の七の二　法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	
一　通常の事業所に新たに雇用された後に労働時間を延長しようとする場合	
二　休職から復職しようとする場合	
（法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜）	（法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜）
第六条の九　法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者若しくは六十五歳以上の障害者（六十五歳に達する前五年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、六十五歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。以下この条において同じ。）であって通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの又は通常の事業所に雇用されている六十五歳未満の障害者若しくは六十五歳以上の障害者であって第六条の七の二に規定する事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。	**第六条の九**　法第五条第十三項に規定する主務省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者又は六十五歳以上の障害者（六十五歳に達する前五年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、六十五歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。